## 第50号議案

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の受ける給料及び報酬は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであって、かつ、中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者(以下「一般職の職員」という。)及び会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

- 第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用 範囲については、規則で定める。
  - (1) 給与条例別表第2(以下「行政職給料表」という。)
  - (2) 給与条例別表第2の4(以下「医療職給料表(二)」という。)
  - (3) 給与条例別表第2の5(以下「医療職給料表(三)」という。)

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)

- 第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、別表基準となる職務の欄に定めるところにより前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。
  - (フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)
- 第6条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

- 第7条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
  - (フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)
- 第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤 務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当については、一般職の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条

- 第1項に規定する支給日に期末手当を支給する。
- (1) 給与条例第17条第1項の基準日(以下「基準日」という。)に在職する者
- (2) 基準日現在において任期が6か月以上である者
- 2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、当該任期の初日の前日まで本市の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この項及び第4項において同じ。)として任用されていた場合には、これらの任期を通算した期間(現在の任用まで連続して本市の会計年度任用職員として任用されていた場合は、当該連続した任用に係る任期を通算した期間。第4項において「通算期間」という。)を前項第2号の任期とみなす。
- 3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、給与条例第17条第3項に規定する 率とする。
- 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に前項の規定による支 給率を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(本市の 会計年度任用職員として基準日まで引き続き勤務した期間(現在の任用まで連続して本市 の会計年度任用職員として任用されていた場合は、通算期間において勤務した期間)をい う。第6項において同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。
  - (1) 6か月 100分の100
  - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
  - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
  - (4) 3か月未満 100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。
- 6 フルタイム会計年度任用職員の在職期間の算定並びに期末手当の支給制限及び支給の一 時差止めについては、一般職の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬並びに時間外勤務に係る報酬、 休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び宿日直に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

- 第11条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、別表に定める職務以外の職務に従事する者その他勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額として定めることができる。
- 2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して 得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間 を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた額)とする。

4 前2項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び宿日直に係る報酬については、一般職の職員の相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

- 第13条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日等の勤務時間(毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)第10条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を7時間45分に乗じて得た時間を乗じて得た時間をいう。)を減じたもので除して得た額
  - (2) 基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第3項の規定 による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当た りの勤務時間で除して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第14条 給与条例第6条及び第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条中「20日」とあるのは「中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定める者においては20日(同条例第10条に規定する報酬のうち基本報酬以外の報酬にあっては、その月分を翌月20日)、同項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定める者においては翌月10日」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第15条 給与条例第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この 場合において、同条中「第15条に規定する」とあるのは、「中間市会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例第13条に規定する」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員(任期が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)について準用する。ただし、期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

- 第17条 パートタイム会計年度任用職員には、費用弁償として通勤手当相当額を支給するものとし、当該パートタイム会計年度任用職員の通勤距離に応じ、給与条例第9条第2項第2号に定める額を基準として算出するものとする。ただし、1週間の勤務日数が5日未満のパートタイム会計年度任用職員については、1週間の勤務日数を5日で除して得た割合(1か月の勤務日数を定められているパートタイム会計年度任用職員については、1か月の勤務日数を21日で除して得た割合)を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 2 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、中間市一般職職員の旅費に関する条例(昭和26年中間市条例第20号)の適用を受ける者の例により支給する。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第18条 会計年度任用職員の給与について、職務の特殊性、任用の事情等を考慮して第2条から前条までの規定により難い場合は、一般職の職員との権衡を考慮して市長が別に定めることができる。

(休職者の給与)

第19条 法第28条第2項及び中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年中間市条例第10号)第2条の2の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(給与の支払)

第20条 この条例に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用 職員から申出があった場合は、口座振替によって支払うことができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、会計年度任用職員に相当する本市の法第17条第1項の規定に基づき任用された嘱託職員及び非常勤職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。)が、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された場合は、当該嘱託職員及び非常勤職員であった期間を第9条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の任期及び第9条第4項(第16条において準用する場合を含む。)の頻務の期間とみなし、第9条(第16条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(単純な労務に雇用される者に対する準用)

3 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項に規定する職員で会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

別表(第5条、第11条関係)

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職給料表	1級	行政、福祉等に関し、資格又は経験等を必要とする業務 を行う職務
	2級	行政、福祉等に関し、資格又は高度な経験等に基づき困 難な業務を行う職務
医療職給料表 (二)	1級	資格を必要とする業務を行う職務
	2級	資格及び経験等を必要とする業務を行う職務
医療職給料表 (三)	1級	准看護師免許を必要とする業務を行う職務
	2級	正看護師免許を必要とする業務を行う職務

備考 この表の職務の級の欄に掲げる級は、同表給料表の欄に掲げる表に定める各級とする。